

令和4年6月議会 生活環境委員会報告資料

報告第24号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

1～3ページ

報告第 24 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、令和 4 年 5 月 30 日に次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

事故発生日時	令和 4 年 2 月 24 日（木曜日） 午前 11 時 20 分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市東区千早三丁目 2 番（ニュー千早団地駐車場内）		
相手方	住所	福岡市東区●丁目●番●号	
	氏名	●● ●●	
事故の概要	<p>令和 4 年 2 月 24 日午前 11 時 20 分頃、消防局東消防署警備課所属の職員が、市内東区三丁目 2 番所在の団地の駐車場において、業務のため同課所管の救急自動車を発進させた際、左方に駐車していた相手方●●●●氏所有の軽自動車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	車両右側フロントバンパー及びフェンダー部分の擦り傷、凹み等
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	車両左側クォーターパネルの擦り傷、凹み等
過失割合	相手方 0 割	本市 10 割	
損害賠償額	221,188 円		

相手方車両の損傷状況



消防局車両の損傷状況

